

改正案	現行
<p>第一条の九 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が養育者の家庭を構成する一員として相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。</p> <p>第一条の十 養育者等（養育者及び補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。以下第一条の十四及び第一条の三十一において同じ。）をいう。以下同じ。）は、養育を効果的に行うため、都道府県が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。</p>	<p>第一条の九 法第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業において行われる養育は、同項に規定する厚生労働省令で定める者（以下「養育者」という。）の住居において、複数の委託児童（法第二十七条第一項第三号の規定により、小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「小規模住居型児童養育事業者」という。）に委託された児童をいう。以下この条から第一条の三十までにおいて同じ。）が相互の交流を行いつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。</p> <p>第一条の十 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、養育者等（養育者及び補助者（養育者が行う養育について養育者を補助する者をいう。第一条の三十一において同じ。）をいう。以下同じ。）に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>

第一条の十一 養育者等は、委託児童に対し、自らの子若しくは他の児童と比して、又は委託児童の国籍、信条若しくは社会的身分によつて、差別的取扱いをしてはならない。

第一条の十二 養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の十三 養育者は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居ごとに、二人の養育者及び一人以上の補助者を置かなければならない。

② 前項の二人の養育者は、一の家族を構成しているものでなければならぬ。

③ 前二項の規定にかかわらず、委託児童の養育にふさわしい家庭的環境が確保される場合には、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に置くべき者を、一人の養育者及び二人以上の補助者とすることができる。

④ 養育者は、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居に生活の本

第一条の十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

第一条の十二 養育者等は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

第一条の十三 養育者は、委託児童に対し法第四十七条第二項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

第一条の十四 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居（以下「小規模住居型児童養育事業所」という。）ごとに、三人以上の養育者を置かなければならない。ただし、その一人を除き、補助者をもつてこれに代えることができる。

② 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、一人以上の当該小規模住居型児童養育事業所に生活の本拠を置く専任の養育者を置くものとし、そのうち一人を当該小規模住居型児童養育事業所の管理者としなければならない。

抛を置く者でなければならない。

第一条の十五 小規模住居型児童養育事業を行う住居には、委託児童、養育者及びその家族が、健康で安全な日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

第一条の十六 養育者のうち一人は、小規模住居型児童養育事業を行う住居の養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

② 前項の養育者は、この省令の規定を遵守するとともに、当該小規模住居型児童養育事業を行う住居の他の養育者等にこの省令の規定を遵守させなければならない。

第一条の十七 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養

第一条の十五 小規模住居型児童養育事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 委託児童の居室、台所、浴室、洗面所、便所その他委託児童が日常生活を営む上で必要な設備及び食堂等委託児童が相互に交流を図ることができる設備を設けること。

二 委託児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

三 第一号に掲げる設備は、養育者等が委託児童に対して適切な養育を行うことができるものであるほか、小規模住居型児童養育事業所の設備のすべてが委託児童の適切な養育に資するものであること。

四 委託児童の保健衛生に関する事項及び安全について十分考慮されたものでなければならないこと。

第一条の十六 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等にこの省令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

第一条の十七 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養

育事業を行う住居ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 養育者等の職種、員数及び職務の内容
- 三 委託児童の定員
- 四 養育の内容
- 五 緊急時等における対応方法
- 六 非常災害対策
- 七 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項
- 八 第一条の二十八に規定する評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
- 九 その他運営に関する重要事項

第一条の十八 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、常時適切な養育を行うことができる体制を確保しなければならない。

第一条の十九 小規模住居型児童養育事業を行う住居の委託児童の定員は、五人又は六人とする。

② 小規模住居型児童養育事業を行う住居において同時に養育する委託児童の人数は、委託児童の定員を超えることができない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

育事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 養育者等の職種、員数及び職務の内容
- 三 入居定員
- 四 養育の内容
- 五 緊急時等における対応方法
- 六 非常災害対策
- 七 委託児童の人権の擁護、虐待の防止等のための措置に関する事項
- 八 第一条の二十八に規定する評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内容
- 九 その他運営に関する重要事項

第一条の十八 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を行うことができるよう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

第一条の十九 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、五人又は六人とする。

② 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第一条の二十 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第一条の二十一 養育者は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

第一条の二十二 養育者は、委託児童の使用する食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

② 養育者は、常に委託児童の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない。

第一条の二十三 委託児童への食事の提供は、当該委託児童について、その栄養の改善及び健康の増進を図るとともに、その日常生活における食事についての正しい理解と望ましい習慣を養うことを目的として行わなければならない。

第一条の二十 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

第一条の二十一 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう努めなければならない。

第一条の二十二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第一条の二十三 小規模住居型児童養育事業者は、食事の提供に当たっては、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

② 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

第一条の二十三の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

第一条の二十四 養育者は、児童相談所長があらかじめ当該養育者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

第一条の二十五 養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であつた者が、正当な

第一条の二十三の二 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げる場所により管理しなければならない。

一 当該委託児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「委託児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 委託児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

三 委託児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該委託児童の委託が解除された場合には、速やかに、委託児童に係る金銭を当該委託児童に取得させること。

第一条の二十四 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しなければならない。

第一条の二十五 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第一条の二十六 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等、財産、収支及び委託児童の養育の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。

第一条の二十七 養育者は、その行つた養育に関する委託児童からの苦情その他の意思表示に対し、迅速かつ適切に対応しなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、前項の意思表示への対応のうち特に苦情の解決に係るものについては、その公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて養育者等以外の者を関与させなければならない。

第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第一条の二十九 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事から

② 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

第一条の二十六 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておくなければならない。

第一条の二十七 小規模住居型児童養育事業者は、その行つた養育に関する委託児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

② 小規模住居型児童養育事業者は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たつて当該小規模住居型児童養育事業所の養育者等以外の者を関与させなければならない。

第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第一条の二十九 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事から

の求めに応じ、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第一条の三十一 法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一 養育里親として二年以上同時に二人以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び第一条の三十七において同じ。）の養育の経験を有する者

二 養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者

三 乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において児童の養育に三年以上従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたる者

の求めに応じ、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。

第一条の三十 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応等を含め、委託児童の状況に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察等関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

第一条の三十一 法第六条の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者は、法第三十四条の二十第一項各号に規定する者のいずれにも該当しない者であつて、次の各号に規定する者のいずれかに該当する者とする。

一 養育里親として二年以上同時に二人以上の委託児童（法第二十七條第一項第三号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び第一条の三十七において同じ。）の養育の経験を有する者

二 養育里親として五年以上登録している者であつて、通算して五人以上の委託児童の養育の経験を有する者

三 三年以上児童福祉事業に従事した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認めたる者

② (略)

② (略)

○ 里親が行う養育に関する最低基準の改正

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第六条 里親は、委託児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為^イその他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第六条 里親は、委託児童に対し、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第二条に規定する児童虐待その他委託児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>